

第４回東大阪市立新博物館整備基本計画審議会 議事録

開催日時	令和６年７月２９日（月） １０時００分から１２時３０分
会場	東大阪市役所 ２２階会議室１・２
出席者 審議会委員	大西委員、鈴木委員、中村委員、弘本委員、村上委員
配布資料	・今後のスケジュール ・基本計画 第１～５章(案) ・諸室概念図_建築計画補足資料

１ 開会

委員５名全員出席につき、東大阪市立新博物館整備基本計画審議会規則第５条第２項の規定により審議会は成立することを報告。

２ 案件１ 基本計画 第１～５章(案)について

（１）基本計画案

（２）今後のスケジュール

・基本計画案について、展示計画・施設計画を中心に事務局より説明。

※質疑応答

《委員》

学校見学に入館する際、交流ホールなどが昼食スペースとして使えるとありがたい。
この施設の規模と滞在時間は半日くらい。見学で２～３時間過ごして、近隣の学校であればお弁当を持たずに学校の方へ戻ることができる。ただ少し遠方からの学校になると、館内でお昼を食べてから帰るという可能性も考えられる。

《会長》

交流ホールなど、オープンなスペースを団体昼食スペースとして使うと、他の来館者を驚かせてしまわないか。講義室など別のクローズドな空間が使える方がよいのでは。

《委員》

引率側からすると、きっちりした空間よりは開かれた空間の方が慣れているので、そのための部屋を用意する必要は高くなく、オープンな場で問題ない。ただ、一般来館の方への気遣いという視点で、気軽な空間でパーテーションなどで区画できるのであればよりありがたい。

《委員》

ボランティアの活動場所について。自分たちの団体（観光協会のガイドボランティア団体）

が館の活動に協力して、活用させてもらう想定で考えてみた。館内での講演協力や、館外でのまち歩き活動に利用する資料の一部をボランティアルームに置いたり、講義室を研修会に活用させてもらえるとボランティアも活動しやすく思う。

《委員》

23 ページに協働サポーターということでボランティア・地域団体との連携を強めていく方針を立てられている。

すでに東大阪市内に、まちづくりと連動した活動をされているボランティア団体や、大学など非常に充実した人材の蓄積があることを意識してのことと思う。

複数の独立した団体と連携をし、加えて、館の独自のボランティア組織を新たに立ち上げられるのか、今後検討されるものと思うが、活動や場所の使い方等でトラブルが起きないように準備が必要だろう。東大阪らしい発展性のある開かれたボランティアさんの位置付け、連携・協働の形は丁寧に調整する必要があると思う。

《事務局》

他館の活動視察や現在の博物館行政の基本から見ても、いろいろな団体が参画する開かれた博物館が求められていると感じている。

他市事例だと、定例会議や活動準備に使えるように曜日ごとに団体別に講義室を貸し出したり、ボランティアルームに関してもロッカーを団体ごとに置いて、各団体の基礎的な資料はそこに保管できたりという形で運用しているところもある。

展示教育普及活動はもちろん、まちづくり・観光などパートナーとして、広い意味での博物館活動に賛同協力いただける団体に、団体登録制という形で参画してもらい、共同で使えるスペースやルールを立てていく方法もあると考えている。

《会長》

講義室は、講義利用だけでなく、団体利用、ボランティアの会議、館内の学芸・スタッフの会議、さらに博物館協議会などの外部客を招いての会議などに共用するとすると、過密な利用となる。管理者・博物館側の会議室・スペースが別に必要ではないか。

《委員》

ボランティアの件、ボランティアを館として募集して、研修をしてやるということになるとボランティアルームはもちろん必要。

鈴木会長の話に出た協議会や内部の会議は、講義室か体験学習室で十分でないかと思う。

講義室も毎日講義に使うわけじゃないので、兼用施設として、講義・会議・ボランティアに使った方が面積としても効率的。

または、内部会議には学芸員室や館長室などのスペース、人数が多い場合は講義室を使うという考え方でいいのでは。

「会長」

奈良の国立博物館では内部用の会議室を別にとっているが、会議だけでなく、展示の作業室、応接室として使っている。空いている時間帯はあまりない。

利用者に開かれた予約形態の講義室となると、博物館側の内部の調整活動に制約が生じる。内部用の会議室、または、学芸員室を広めにとって、内部会議できるスペースを設けることは必要である。

「委員」

企画展示室について。公開承認施設を取るかどうかは大きな問題。

一部を特別仕様にするのではなく、企画展示室そのものを公開承認施設にしないと、展示としては成り立たない可能性があるので、問題ないか早めに確認しておくべき。

「会長」

公開承認施設として重要文化財をここに並べる場合は、企画展示室が独立している事、温湿度管理が部屋全体で管理出来る事、防犯装置他管理体制を1,2,3階すべてのチェックを受ける事、が必要になる。一つの部屋だけで合格できるのではなく、建物すべてがチェックを受けるということになる。公開承認施設を目指すとなるとかなりハードルの高い建物を建てる必要がある。公開承認施設基準の可能性は排除しないという考え方でいいのか、結論をだすべきではないか。

「事務局」

公開承認施設については、他市の取得館や取得を目指す新館施設の事例をヒアリングしているところ。

具体的には早々に大阪府を通じて、文化庁に最新の審査基準について相談に向かいたいと考えている。公開承認を取る場合はどうか、あるいは、公開承認を取らずに都度承認を取って貸し出しを受ける場合はどうかなど、大阪府を通じて条件設定を至急確認予定。

「会長」

次回審議会で、公開承認施設についての報告を受けることにしたいが、重要な問題なので長い時間かけた方がいい。

学芸員室の機能について、博物館資料の保存修復整理や調査研究等の学芸業務に用いるスペース、とあるが修復作業に薬品やガスを用いるのであれば、事務的な居室との共用は好ましくない。独立した部屋として保存修復室が必要である。

「事務局」

いわゆる、国立博物館等でされている文化財修復のような修復というよりは、埋蔵文化財の、自分たちでできるような接合などのレベルの作業。特に危険な薬剤等は用いない、一般的な学芸員の活動の中で出来る範囲のものなので、作業共用は可能と考えている。

《委員》

第2章基本コンセプトの、ターゲットについて。(1)来訪メインターゲット (2)来訪サブターゲットと記載されているんですが、メインとサブという言い方は違和感を覚えるので、重点など表現を変えた方がよいのではないかと思います。

また、重点ターゲットとされる「子ども」は主に中学生以下を指しているが、ここに書かれていない間の層、高校生や大学生に対しても、連続的に館としての包括的な取り組みが担保されるよう来訪・参画を歓迎するような記述にいただいた方がよいと思う。

協働サポーターについても、対等に連携していく、協働していく、主体的にいっしょに担っていく立場・関係性のニュアンスを含む言葉のほうがふさわしいのではないかと。

《会長》

展示計画について。「自然を制する」というテーマタイトルは、自然と共存する、自然と仲良くする、治水工事というイメージならば、水と戦うとか、挑むとか、再考する必要がある。

施設計画について。事務室内に救護室がある。救護という言葉は上から目線の役人言葉に通じるので、保健室などソフトな言葉を使った方がよい。

事務室にパーテーションを作って間に合わせ的にするよりは、しっかりとした部屋を用意した方が使いやすいということはないか。

《委員》

部屋を分けてしまうと、必ず人が必要になります。パーテーションだと同じ空間にどなたかがいらっしゃるので、そちらの方が引率側としては利用しやすい。

でも確かに、例えば感染症とかの子どもはすごく多いので、同じ部屋の空間だと働いてらっしゃる方にご心配かけないかという視点はあると思います。

《事務局》

ボランティアの表現については、今おっしゃっていただいた、一緒に作り上げていくという観点から「パートナー」といった位置づけで示せばと事務局でも検討中である。

ターゲットや展示テーマ・室名についてのご指摘についても、次回にブラッシュアップした形でお示しする。

《会長》

基本コンセプトについて。17ページに「郷土の歴史と文化財を、まちのみんなの私の宝物として未来に守り繋いでいく」とある。言葉として丁寧すぎる印象を抱く。

教科書的な理解になるが、歴史博物館の使命として、「東大阪の歴史を学び、現在の東大阪の問題を考える。そして東大阪の未来の東大阪を見つめる。」というスローガンがある。

文化財が宝物だと位置づけ、したがって守り繋がないといけないというロジックは、文化

財に対してネガティブな印象を持つ方にとっては、馴染みにくいのではないか。
キャッチコピー的な言葉が必要であれば、九州国立博物館の場合、「智と美の殿堂」としたことが参考になる。

《委員》

前回審議会で、少し遊びが強すぎると意見があったので、そぐわないかもしれないが、未就学児も含めた遊びも重視する路線でいえば、「学びと遊びの施設」とか。「学びの殿堂」、「学びの部屋」というと硬すぎるでしょうから、

《委員》

せっかくなので「ものづくり」にちょっと寄せてほしい。

《会長》

14 ページの後半に、「同じ地域に整備される、新四条図書館や子どもセンターと連携を図り」とあるが、正確に言えば、新博物館の地理的環境は、新四条図書館や子どもセンター、あるいは小・中学校の教育施設を含めて、全体を学びのゾーンとして位置づけたい、ということではないか。

審議会としての計画案への最終的な意見表明はどういった形になるのか。第 8 章が「開館に向けた課題・検討事項」とあるが、この章について審議会が責任を持つということになるのか。

《事務局》

次回審議会の議題に関わることだが、最終的な審議としての意見表明としては事務局が案として策定した計画をご審議いただき、それについて例えば大枠で了承であるのか、了承の場合こういうところについて留意してこの計画を進めるべきであるといった答申をいただくという進め方のイメージを持っている。文責は市にあるという認識である。

答申の公開についても、計画案と別途答申書をセットで公開するか、8 章に取り込む形で計画案に組み込むか、いずれかで考えている。

《会長》

先日、文化財保護審議会で説明報告があった建設予定地の発掘結果について、この博物館審議会でも報告を受けたい。

《事務局》

建設予定地は縄手遺跡という遺跡の上に立っており、昨年度予定地の一部で試掘を行ったところ弥生時代の甕棺が出てきた。

今後のスケジュールでいうと、令和 7 年度に現・埋蔵文化財センターを解体し、令和 8 年度に発掘という流れになる。作業期間は、発掘状況によるが、学芸員によると半年から 1 年く

らいはかかるのでは？という見立てである。

大量に出てくるかもしれないというのは今後の推定の話になるので、計画が止まるかについては何とも言えないが、その可能性もあるということ。

何か出てきたら物が立てられないということではなく、しっかり保存していく方法もあるので、そこは経過を見ながらやっていく。

《会長》

場合によっては敷地すべてを使うことは難しいといった場合もある。このことは当審議会においても、あらかじめ知っておく必要があり、議事録に記しておきたい。

3. 閉会